

イギリスにおける高齢女性の所得保障

—年金における「女性の貧困リスク」への対応—

平部 康子

■ 要約

高齢女性の所得保障にとって公的年金の重要性は男性よりも大きいですが、従来の年金制度の構造から生じる男女格差は、高齢女性の貧困を増大させている。

問題の1つは、国民保険制度の加入について、既婚女性や低賃金で働く女性の加入が促進されないことである。任意加入の措置はあるが、現実には加入者は少ない。2つ目は、育児や介護のために保険料拠出期間の要件をみせない者が多いことである。「家族内の地位」による給付が設けられることは、受給権のない男性にとっても不合理だけでなく、女性にとっても将来の受給権に不確実性をもたらすことになる。

2007年年金法および2008年年金法は、①介護・育児期間への配慮措置をさらに充実させ、国民保険へのメンバーシップを与えた、②被扶養者を拡大し、より柔軟な家族形態に対応した、③社会保険への補完として最低所得保障の制度（年金クレジット）と管理された私的年金制度（個人勘定制度）を設けた。

両年金法による年金制度改革は、特に女性に多く出現する拠出時における「目に見えない貧困リスク」の発見と、それに対応する社会負担のあり方について、わが国に示唆を与えると考える。

■ キーワード

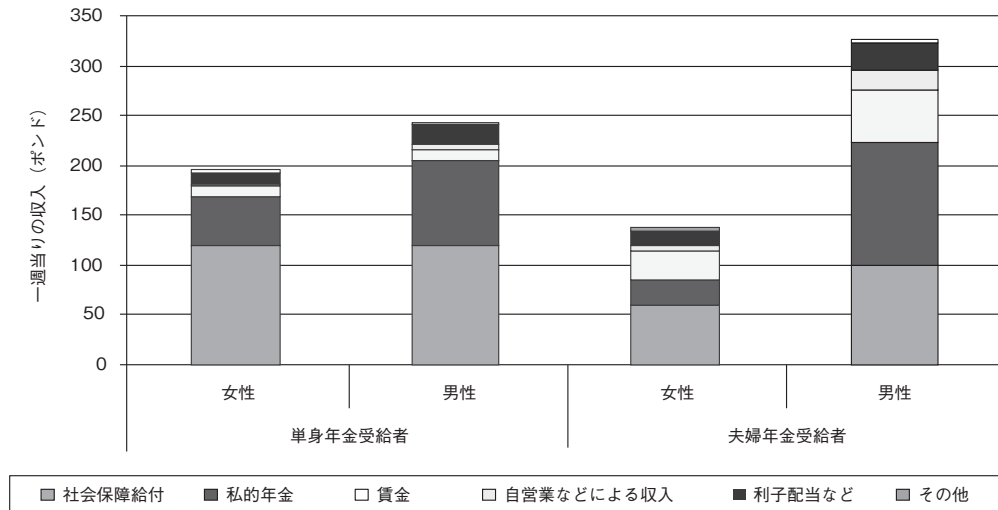
イギリス 高齢女性、年金、被扶養者、育児介護

1 はじめに

高齢化・平均余命の上昇が進む国々では、特に高齢女性の貧困率が高いことが指摘されており、イギリスも例外ではない。2006年度の調査では、65歳以上の女性高齢者の貧困率は、27%（男性は21%、全人口では17%）で、女性の長寿化によってさらに悪化すると予想されている¹⁾。また、高齢期の収入源の内訳を見ると、男性の場合社会保障給付（公的年金や公的扶助など）の割合が低く（単身男性は49%、配偶者のある男性は30%）、社会保障給付以外の収入（私的年金・貯蓄投資、就労収入）が多いのに対して、女性高齢者の主な収

入源は社会保障給付である（単身女性で62%、配偶者のいる女性で44%）²⁾（図1）。

EU諸国における高齢女性の貧困について、以下のような原因が挙げられている。従来家族内で女性が育児や介護といった無償労働を主に担わねばならず、労働市場に参入できたとしても男性に比べ低い対価しか与えられてこなかった。そのため多くの女性は私的財産の蓄積ができないだけでなく、公的年金の拠出ができず十分な年金受給権を得られなかった。さらに、近年では、女性の寿命が延び、男性が死亡した後にも生計を維持しなければならぬ期間が延長していること、男性配偶者の所得に依存できない非婚（離婚および未



注) データは、2004年度会計資産調査 (Family Resources Survey 2004/05) による。
出典) The Gender Impact of Pension Reform (p.12. Figure 2 ii) 邦訳は筆者。

図1 家族形態および性別の年金受給者の収入

婚) 女性が増加したことなどが、高齢女性の貧困化に拍車をかけているという³⁾。

高齢女性の所得保障にとって公的年金の重要性は男性よりも大きい、従来の年金制度の構造から生じる男女格差は縮小するどころか拡大し、高齢女性の貧困を増大させているという問題点は、イギリスの雇用年金省の報告書でも指摘されている⁴⁾。これを受けて、「より公平・寛大・広く利用可能な」年金を目指した2007年および2008年の年金改革では、特に女性の年金へのアクセスが重視された。イギリスの所得保障の体系は、社会保険たる国民保険 (National Insurance) 制度、公的扶助、社会手当を中心に構成されるが、本稿では、高齢女性の貧困という問題に特に対応を行った国民保険制度に焦点を当て、イギリスは従来の年金制度の枠組みをどのように変えて対応したのか、また年金制度を補完する仕組みをどのように設けたのかを提示したい。なお、2007年および2008年の年金制度改革 (以下、「年金制度改革」とする) は、公的年金制度だけを対象としたものではな

く、私的年金も射程においたものであるため、年金制度との役割分担のあり方を確認する限りで私的年金および公的扶助といった他の所得保障に言及することにする。

2 高齢女性に対する年金の種類

イギリスの国民保険制度は、包括性および普遍性を原則とし、高齢・障害・生計維持者の死亡といったわが国の年金制度に対応するリスクだけでなく、傷病、出産、失業、労働災害というリスクをカバーし、被用者・非被用者を区別せず国民を対象としている。ただし、国民保険制度の内部では、被保険者を被用者、自営業者、高額自営業者、低所得者というカテゴリーに分け、それぞれに対応した拠出、対応リスクおよび給付という区別を設けている。高齢女性の場合、①自らの拠出にもとづき、高齢というリスクに対応した退職年金 (retirement pension) を受ける、②配偶者の拠出にもとづき、高齢というリスクに対応した退職年

金を受ける、③配偶者の拠出にもとづき、生計維持者の死亡というリスクに対応した遺族給付 (bereavement benefits) を受けることが想定されている。

①と②は、同じ退職年金という枠組みに設けられた給付である。イギリスの老齢時に対応する退職年金制度は、定額の給付を行う基礎国家年金 (basic state pension) と、被用者が収入に応じた拠出をし、それに応じた給付を受ける国家第二年金 (state second pension) で構成される。加えて、私的年金制度として、任意で加入する被用者向けの職域年金 (occupational pension) や被用者・非被用者という区別がなく加入できる個人年金がある。一定の条件を満たした私的年金制度に加入していれば、被用者は国家第二年金に加入する義務を免れることができる適用除外制度があるため、高齢者の所得保障について公的年金と私的年金が密接に協働している点が特徴的である。

③の遺族給付には、片親手当 (widowed parent's allowance)、遺族手当 (bereavement allowance)、遺族一時金 (bereavement payment) がある。片親手当は、児童給付を受給しうる (原則16歳、フルタイムの教育を受けている場合は19歳まで) 児童を有していたり、死亡配偶者の子を懐胎していたりする場合に支給される定期的給付である。遺族手当は、45歳以上年金受給年齢以下の子のない (片親手当を受けない) 遺族に対し、52週間を限度として支給される。死亡一時金は、配偶者の死亡に起因する経済的困窮を避けることを目的として死亡後即座に支払われる一時金で、主に年金受給年齢以下の者を対象とするが、死亡配偶者が自らの保険料拠出にもとづく国民保険の退職年金 (カテゴリー A 年金) の受給資格がなかった場合、遺族が年金受給年齢を超えていても支給される。わが国では、生計維持者の死亡というリスクに対して、若年遺族も高齢遺族も遺族年金 (遺族基礎年金および遺族厚生年金) という単一の仕組みで対

応するのに対して、イギリスの国民保険は、若年遺族は遺族給付、高齢遺族は退職年金という区分けをしているといえよう。ただし、遺族給付に分類される死亡一時金は、②の配偶者の拠出にもとづく退職年金を受けられない高齢遺族をカバーし、補完的な役割を担っている。

3 年金改革前の高齢女性の年金受給権

(1) 国民保険への女性の加入

国民保険は、人的適用範囲について「包括性」を原則としていると述べたが、これには例外があり、一定 (最低稼得収入額) 以上の収入がない場合、加入は義務付けられない。また、障害者・社会保障給付の受給者などは、実際に保険料の拠出をしなくてもしたとみなされる措置 (クレジット) を受け、被保険者となることができる。

例外的な取り扱いも、女性に対しても設けられていた。既婚女性に対して、所得に関わらず拠出を求めない代わりに夫の年金額の60%を受けることができる選択的な地位 (カテゴリー B 年金) を与えていた⁵⁾。これは、1940年高齢者および寡婦年金法 (Old Age and Widows' Pension Act 1940) を引き継いだ措置で、当時就労する (したがって、保険料の拠出が可能な) 既婚女性は少なく、既婚女性は夫の年金に依拠して生活することを見越して設けられたものであった。被保険者であった夫の年金に加算するのではなく、夫の拠出に基づいて妻自身に年金受給権を認めた点はわが国の第3号被保険者と同じであるが、夫が被用者か非被用者かは問わないこと、年金の額は満額ではなく夫の60%であること、妻の年金受給権は夫の年金と独立して存在するのではなく、妻が年金を受け取れるのは夫が受給権を獲得してから (2010年6月からは変更) であることが異なる⁶⁾ (図2)。

ところで、最低稼得収入額未満の収入しかない者は国民保険の加入強制は受けませんが、任意で低

	妻	夫	寡夫・寡妻	離婚
基礎国家年金 basic state pension	【カテゴリー B年金】 配偶者の60%の額	2010年から、妻と同じ取り扱い	【カテゴリー B年金】 配偶者の年金額の100%	婚姻期間に応じて、 元配偶者の年金拠出 記録が適用される。
国家第二年金 state second pension	なし	なし	配偶者の年金の50%（自分の SSPに上乗せする場合も これを限度） * 2002年までは100%だった が、段階的に引き下げ）	離婚裁判の際は、年金を 考慮に入れなければならない が、年金分割命令を出すこと もある。
職域年金 occupational pension	なし	なし	【配偶者が適用除外を受けて いない場合】ほかの公的 年金と合算した契約限度額 まで年金を受給する。 【配偶者が適用除外を受けて いた場合】契約額の年金 またはほかの公的年金と合 算した契約限度額までの年 金を受給する。	同上
個人年金 personal pension	なし	なし	【配偶者が適用除外を受けて いない場合】指定された 者に一時金または年ごとの 定期的給付が支払われるこ とが多い。 【配偶者が適用除外を受け ていた場合】年ごとの定期 的給付を受給する。	同上

図2 被扶養者（年金受給年齢以上）に対する年金

所得者用の低額な保険料を払い、減額されない基礎国家年金を受給することもできる。しかし、多くの既婚女性はカテゴリー B年金を受給することを選択し、任意加入をしていない。また、就労中の約60万人の女性（自営を含む）は、主たる仕事から最低稼得収入額未満の収入しか得ていないため、保険料の拠出がないか保険料の拠出をしたとみなされない状態（2005年時点。ただし、就学中の者（約15万人）を含む）にある⁷⁾。つまり、従来の国民保険の拠出に関する定めは、多くの女性が国民保険に加入せず無年金になるか、あるいは減額された給付を予定する状態を生み出すようになっていたのである。

(2) 保険料拠出期間と育児介護期間

イギリスでは、16歳から年金受給年齢（65歳）までの就労期間（working life）の90%の期間を、満額給付を受けるために必要な期間（有資格年：qualifying years）としている⁸⁾。基礎国家年金は2つの拠出要件を満たす必要があり、第1に有資格年のうち最低1年は実際に保険料を納めること、第2に最低でも有資格年の25%の期間は、保険料を実際に拠出したか、拠出したとみなされることが求められていた。44年の就労期間とすると、基本的には最低11年は労働市場に参加することが必要になる。

ただし、労働市場に参加し（保険料の拠出をし）

なくても、拠出をしたとみなす仕組みを用意している。1つは、クレジットといわれるシステムで、失業者、労働不能の状態にある者、教育訓練中の者のほか、法定出産給与 (statutory maternity pay)・介護者手当 (carer's allowance) などの受給者、遺族給付を過去に受給した寡婦および寡夫などがその対象となる。クレジットを受けると一般には被用者向け保険料 (拠出制求職者手当、労災・障害給付、国家第二年金を含めすべての給付を受けることができる) を納めた扱いとなる。ほかの保険者がクレジットを受けた者の費用をカバーする仕組みとなるため、その前提には、クレジットを受けていない期間に相当の程度の制度への参加をしていたことが求められる。このため、減額された年金給付を選択する既婚女性はクレジットの対象者となっていなかった⁹⁾。

家族の介護を行う場合、介護対象者の介護度や介護労働時間が介護手当の受給要件に該当すれば、介護者は国民保険料についてクレジットを受けられるが、すべての介護労働がその対象になるわけではない。国民保険の第二の拠出要件は、クレジットの対象外となる育児介護労働を行う女性にとって無年金あるいは低年金になるという結果を招く。この問題に対応するために、1975年社会保障法 (Social Security Act 1975) により、家庭責任保護措置 (Home Responsibilities Protection) が導入された。この措置は、性別にかかわらず、家庭で一定の責任を果たすために一般的な雇用の場から除外されている者に対し、国民保険の拠出期間の要件を緩和しようとするものである。家庭責任保護措置の対象者は、有資格年から介護育児期間を年単位で差し引くことができる。ただし、差し引いた期間も元の有資格年の2分の1、あるいは20年のいずれか低いほうを下回ることはできない。また、この措置もすべての育児介護労働が対象というわけではない。しかし、クレジットよりは要件は幾分緩やかで、最低稼得収入額未満の収入し

がなく、①16歳未満の児童について児童手当を受給している、②高齢者や障害者の介護のために所得補助を受給している、③16歳以上の障害者生活手当や付添手当などの受給者を週35時間以上介護している、のいずれかに該当すればよいとされた。

このような加入の条件と緩和の措置はどのような効果を生み出してきたのだろうか。2005年度の時点では、年金を受給する者のうち満額受給は男性が85%であるのに対し、女性は30%にとどまるとされている¹⁰⁾。また、保険料を拠出したかクレジットや家庭責任保全措置を受けた女性であっても、その4分の1 (13万人) は第二要件をみたせず、最低額の年金の受給権さえもてない¹¹⁾。家庭内に養育や介護を必要とする者の人数が多ければいるほど、育児介護をする者はより長期にわたって保険料の拠出ができず、上記の措置でも年金受給権が確保できない者がいることを示している。

(3) 年金における男女平等取り扱い

イギリスでは、社会保障における男女平等取り扱いの原則を定める1978年の理事会指令 (Council Directive (EEC) 79/7) が出された後も、国内の雇用実態に鑑みて女性の退職年金受給年齢を60歳、男性の年金受給年齢を65歳としていた。両者が同じになったのは2010年からであり、1995年年金法 (Pension Act 1995) にもとづき2010年から2020年までに段階的に引き上げられる。

受給可能な給付の種類に関しても、男女差が存在していた。わが国の遺族基礎年金の受給対象者は「子または子のある妻」であり、「子のある夫」が除外されるように、イギリスでも長らく遺族給付は妻のみを対象としていた。また、退職年金においても、被扶養者としての年金受給権は妻に限定されていた。これらの措置は、大黒柱として有償労働を行う夫と家事育児を担う妻という伝統的家族モデルを前提として、後者の役割を担う妻を

保護するものであった。しかし、男性に遺族給付や被扶養者としての年金を支給しないという取り扱い、家族内での役割分担を固定するだけでなく、女性が一家の生計に重要な役割を担っている場合には、女性は男性と同額の国民保険料を払っているにもかかわらず、残された家族のために生命保険に余分の費用を払わねばならないということにもつながる、と批判されるようになった¹²⁾。このため、職域年金で先に男女平等取り扱いが導入され、被扶養者たる夫への給付が認められるようになったのに続き、国民保険制度でも1999年福祉改革および年金法（Welfare Reform and Pension Act 1999）によって夫への遺族給付およびカテゴリーB年金の受給が認められるようになった。

4 年金改革にみる高齢女性の所得保障のための措置

ブレア労働政権下では、①就労を抑制しない、②低所得者に手厚い保障を実施する、③公から私への年金の比重移転をさらに進めるという基本方針をもって年金を含む社会保障改革が行われてきた¹³⁾が、労働党政権を引き継いだブラウン首相は、その総仕上げとして2007年年金法および2008年年金法による年金制度改革を行った。その大きな柱は、公的年金の2階部分である国家第二年金の拠出ルールの変更と私的年金への加入を促進する個人勘定制度（personal account）の創設である。前節で述べたように、低所得者への保障という点では、高齢女性は見過ごせないカテゴリーであることが再確認され、以下のような措置が導入された。

(1) 介護・育児期間を制度上目に見える（visible）ようにする仕組み

改革前の国民保険制度でも、クレジットと家庭責任保護措置が設けられ、介護・育児を担うため

に有償労働が制限され保険料拠出要件が満たせない者に配慮を行ってきた。しかし、前述したようにクレジットの対象となりうる介護労働の形態は限定されている上、育児はそもそも対象とはならない。クレジットを受けられなかった者はなお家庭責任保護措置が受けられる可能性はあるが、クレジットが受けられれば被用者たる被保険者と同じ扱いになるのに対して、家庭責任保護措置はカラ期間を与えるというものである。このため、将来の退職年金の受給額だけでなく、現時点での保障（クレジットであれば、国民保険制度上のリスクに対応した保障があるのに対し、家庭責任保護措置はリスクを保障しない）という点でも差が生じる。

2007年年金法では、家庭責任保護措置を廃止し、代わってクレジットの範囲を拡大することになった。育児の場合、12歳以下の児童を養育して児童手当を受給する者、介護者の場合、週20時間以上重度障害者を介護をする者がその対象となる。従前からクレジットが設けられていたカテゴリーは被用者向け保険料を払ったものとするのに対し、新たに導入された介護者クレジット（care's credit）は任意保険料を納めたものとされ、遺族給付と退職年金がカバーされる。また、家庭責任保護措置は国民年金を対象にした措置であったが、クレジットに統一したため、国家第二年金にも適用され、最低稼得収入額を納めたものとして将来2階部分の年金を受けることができる。また、クレジットの場合、その期間の算定は、4月始まりの1年ごと（tax year）ではなく、月ごとに計算されるので、介護を交代してもらいなどの中断にも対応しやすい。この結果、国家第二年金は、わが国の厚生年金のような限られた形で（正規雇用として）労働市場に参入する被用者のための制度から、労働市場に参入する者とそれと同等にみなすべき者を対象とする、より開かれた上乘せ所得保障の制度へ変容しているとも見られる。

(2) より柔軟な家族形態に対応する仕組み

従前の制度では、カテゴリー B 年金を受給するためには、本人だけでなく、被保険者であった配偶者が年金受給年齢に達するのを待たねばならなかった。2007 年年金法では、この配偶者の要件を廃止した。そもそも、既婚女性のみを対象としていたカテゴリー B 年金は、大黒柱の夫と被扶養者たる妻という条件だけでなく、年上の夫と数歳年下の妻という年齢差も前提にされていた。1995 年福祉改革および年金法で、前者の役割分担について前提条件を排除したが、後者の部分は残されたままであった。2007 年年金法により、女性が男性より早く年金受給年齢に達する世帯でも年金受給が可能になり、受給権の個人単位化が図られた。

また、遺族給付や被扶養者としての退職年金を受けられる「配偶者」を拡大する措置もとられている。もともと、国民保険制度でいう「妻」や「夫」は、法律婚のみならず、事実婚も含むと解釈されてきた。1995 年社会福祉改革および年金改革法では、夫にも被扶養者として妻と同等の権利が与えられることになった。2004 年には、同性の社会的パートナーシップに社会的承認を与えたシビルパートナーシップ法 (Civil Partnership Act 2004) が成立し、2007 年年金法はシビルパートナーに該当する被扶養者¹⁴⁾にも被扶養者としての年金権があることを明文化した。

(3) 国民保険制度を補完する仕組み—年金クレジットと個人勘定

国民保険制度は社会保険という方法により所得保障を行う制度であるが、保険料拠出要件を満たせない場合は、リスクが発生しても給付を受け取ることができない。2007 年年金法は、短期間でも労働市場に参加した者に年金受給権を与えるため、拠出の第 2 要件 (有資格年の 25% の拠出) を撤廃した。ただし、基礎国家年金の額は満額でもそもそも低く (2011 年度は単身者で週 102 ポン

ド)、短期の拠出に応じた給付であれば最低生活の維持は到底困難である。前述したように、高齢時の所得では、公的年金以外の収入によって男女格差が広がっている。この問題への対応について、現在の年金受給者へは最低所得保障、将来の年金受給者へは国家第二年金を含めた国民保険のクレジットの拡大と私的年金加入の促進という方法が考えられている。

まず、年金クレジットを通じた最低所得保障の仕組み自体は、2007 年および 2008 年年金法で設けられたものではなく、それ以前の 2003 年に導入されたものである¹⁵⁾。もとは、公的扶助たる所得補助の中に最低所得保障 (Minimum Income Guarantee) という 60 歳以上の高齢者のための別枠を設け、より緩やかな条件で所得補助を支給していた年金クレジットは、低所得高齢者の所得保障という目的を引き継ぎながらも、これをスティグマの強い公的扶助から切り離して再編したものである。高齢者の貧困には年金制度の構造上の不備が背景にある上、高齢者は若年層と異なり一般には就労可能性はなく、固定的な資産以外では年金の多寡によって所得保障のニーズを把握できることから、別扱いが正当化されている。

年金クレジットは、退職年金に上乘せして (あるいは単独で)、同じ窓口である年金サービス (The Pension Service) が担当し、給付は最低保障クレジット (Guarantee Credit) と貯蓄クレジット (Saving Credit) という 2 つの要素で構成されている。最低保障クレジットは、60 歳以上の者を対象とし、世帯の年金などの所得が基準額 (2011 年度は、単身世帯で週 137.35 ポンド、夫婦世帯で週 209.70 ポンド) を下回る場合、その額を支給する。貯蓄クレジットは、65 歳の者を対象とし、世帯収入の上限額 (2011 年度は、単身世帯で週 188.65 ポンド、夫婦世帯で週 277.42 ポンド) まで、上乘せの給付 (2011 年度は、単身世帯で週 20.52 ポンド、夫婦世帯で 27.09 ポンド) を行う。世帯の収入を算定

する際に、私的年金など自助努力による収入は全額が減額対象とされず減額調整額は4割とされているため、総収入が増える仕組みとなっている。

国家第二年金における適用除外や新たに設けられた貯蓄クレジットに見られるように、イギリスの所得保障政策は、保険料拠出時においても給付支給時においても、自助努力による上乘せを推奨する。しかし、特に子どものいる世帯の場合、女性の働き方（就労の中断、就労時間の短縮）だけでなく、収入の使い方（女性の個人年金への拠出ではなく、児童の教育などに充てる）にも不利が生じている¹⁶⁾。職域年金への加入についてみると、1990年代までパートタイム労働者の職域年金への加入はほとんど行われていなかった（1983年では、男性フルタイム65%、女性フルタイム55%、女性パート13%）が、90年以降、加入は増加（2003年・女性パート31%）しつつある。しかし、現在でも、一定の期間企業に雇用されることを求めることを職域年金の加入条件とする企業は多いため、それ以外の条件で働く多くの女性労働者は職域年金に加入していない。

2008年年金法は、このような中・低所得被用者の私的年金の加入を促進するため、個人勘定制度（personal account）を設けた。その対象者は、22歳以上年金受給年齢未満で、職域年金やステークホルダー年金に加入していない被用者のうち、年間5,035ポンドの所得がある者である。対象者は確定拠出年金制度（国家被用者貯蓄基金：NEST）に使用者を通じて自動的に登録させる（automatic enrolment）。しかし、自分に適さないと考えれば基金から脱退することも選択できる。職域年金を

図3 国家被用者貯蓄基金（NEST）への最低拠出

(2012年－2016年)	被用者1%、税控除1%、事業主1%
(2016年－2017年)	被用者3%、税控除1%、事業主3%
(2017年－)	被用者4%、税控除1%、事業主3%

* 2012年開始、2017年までは段階的措置

用意できない事業主への代替的措置にもなるため、被用者だけでなく、事業主にも拠出を求める（図3）。

5 おわりに

イギリスの年金制度は、女性の家族内における役割に照らして、配偶者の拠出にもとづく被扶養者の権利を設け、既婚女性の権利として維持してきた。それは、すべての国民に最低生活を保障するための現実的な方法であったといえよう。一方で、現在では、多様な家族形態において生活の保持がなされ、男女の性的分業はかつてより縮小される中、社会保障制度は男女問わず就労意欲や自助努力（自立）を阻害しないことが基本的方針の一つとなっている。それでは、今後、高齢女性の所得保障は「男女格差の解消」としてアプローチすべきなのか、「貧困の予防および救済」として考えるべきなのか。EU各国の年度制度比較から、ジェンダーニュートラルな受給要件の設定だけでは不十分で、最低所得保障が不可欠であると主張されている¹⁷⁾。

イギリスの女性に対する年金への修正は、2つの方法の混合アプローチを示している。まず、被扶養配偶者に対する年金給付や遺族給付については、妻・夫・シビルパートナーといった家族形態すべてに受給を認めた点に着目したい。1978年のEU理事会指令は「婚姻上もしくは家庭内における地位」に基づく差別を禁止しつつも、年金制度における男女の異なる取り扱いは除外してきた。新たな修正は、「家族」という自助の枠組みは残しつつ、被扶養者たる「地位」の対象を拡大することによって、現代の新たな状況に対応させたといえよう。さらに、クレジットの拡大に見られるように、被扶養者の受給権を完全に「扶養配偶者の拠出から発生する権利」とするのではなく、家庭に残った配偶者が担ってきた育児や介護を社会的に

評価し、それに対応する給付を社会保険制度全体で負担することにより、家族形態にかかわらず育児・介護者を支える。このような方向性は、少子高齢化が進む中であって、娘・妻-親という介護だけでなく、さまざまな関係をもつ介護者が介護に関与することを支援するだろう。

さらに、社会保険と婚姻（家族）によるセーフティーネットから漏れた高齢者のために、普遍的な最低保障給付の必要性が示唆される。老齢時の所得保障において社会保険の役割が相対的に小さくなればなるほど、保険料拠出時に生まれ受給年齢時に表れる格差は大きくなる。離婚をはじめとする家族形態の変動や、非継続的な雇用のように、稼得能力のある期間に女性に重くのしかかる「将来のリスク」は拠出要件を見直すことによって吸収すべきである。しかし、これが「老齢時の貧困」として現れたときのために社会保険と公的扶助を架橋する仕組みが求められる。「貧困のリスク」を解消する仕組みが必要となろう。

脚注

- 1) European Commission (2006), p.257
- 2) Department for Work and Pension (2006), pp. 12-13
- 3) Annika Sundén, “A Discussion of Retirement Income Security for Men and Women”, Bernd Marin, Eszter Zolyomi (2010), pp. 59-62
- 4) Department for Work and Pensions (2005), pp. 124-125
- 5) 1977年までは、既婚女性（寡婦を含む）は就労し最低稼得収入以上の収入があり「被用者」のカテゴリーに該当しても、この制度を選択することができた。
- 6) 夫が受給年齢に達し、妻が受給年齢に達していない期間は、夫の年金に対する加算が行われる。
- 7) Department for Work and Pensions (2005), p. 68
- 8) 1995年年金法（Pension Act 1995）で女性の受給年齢を男性とそろえる（60歳から65歳）改正が行われ、2010年から2020年までに段階的に引き上げられる。さらに、2007年年金法によって、2024年から2046年

にかけて、男女とも受給年齢が段階的に68歳に引き上げられる。また、有資格年は2010年より、30年に短縮される。

- 9) N Wikely, A Ogus, (2002), p. 123
- 10) Department for Work and Pension (2006), p. 13
- 11) Department for Work and Pensions (2005), p. 67
- 12) N Wikely, A Ogus (2002), p. 571
- 13) Department of Social Security (1998), *New ambition for our country: A New Contract for Welfare* (Cm3805).
- 14) 女性は2010年から、男性は2015年から、受給が可能となった。
- 15) State Pension Act 2002
- 16) Department for Work and Pensions (2005), pp. 83
- 17) Asghar Zaidi, Katrin Gasior and Eszter Zolyomi, “Poverty Amongst Older Women and Pensions Policy in the European Union”, Bernd Marin, Eszter Zolyomi (2010), pp. 103-107.

参考文献

- 河野正輝 2010 「EU 諸国における社会保険改革の動向と基本理念」、河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編『社会保険改革の法理と将来像』、法律文化社
- 嵩さやか 2006 『年金制度と国家の役割－英仏の比較法的研究』、東京大学出版会
- 堀勝洋 (1999) 「国民保険」、武川正吾・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 イギリス』、東京大学出版会
- 丸山桂 2007 「女性と年金に関する国際比較」、『海外社会保障研究』158号、pp.18-29
- Bernd Marin, Eszter Zolyomi (Eds.) 2010 *Women’s Work and pensions: What is Good, What is Best?*, Ashgate
- Child Poverty Action Group 2010 *Welfare Benefits and Tax Credits Handbook 2010/2011 12th ed*, Child Poverty Action Group
- Department for Work and Pensions 2005 *Women and pensions: The evidence*, DWP
- Department of Work and Pension 2006 *The Gender Impact of Pension Reform*, DWP
- European Commission 2006 *Adequate and Sustainable Pensions — Synthesis Report 2006*, Office for Official Publications of the European Communities
- N Wikely, A Ogus 2002 *The Law of Social Security (5th ed)*, Butterworths

(ひらべ・やすこ 福岡県立大学准教授)